

社会福祉法人至情会評議員・理事・監事の報酬の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人(以下「法人」と言う。)の役員の会議等における報酬の支給の基準について定める。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは法人の評議員、理事、監事を言う。

2 「会議」とは次に定める法人の主催するものを言う。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 監事による法人の内部監査
- (4) 評議員選任・解任委員会
- (5) 理事長の諮問委員会
- (6) 法人本部の業務による出張
- (7) その他理事長が認める会議

(報酬)

第3条 前条の会議出席者に対する報酬の額は、別表1に定めるところによる。
ただし、理事長等法人の業務に恒常的に携わる者には支払わない。

2 報酬の額は理事長が法人の評議員会に諮って決定する。

3 役員の本部業務に関する出張の費用弁償については、法人の職員旅費規程を準用する。

(精算)

第4条 前条の規程に基づいて支払われた費用については、全て領収書を受け取り、帳簿綴に綴っておくものとする。

(支給時期及び支給手段)

第5条 支給時期については、出席の都度行うものとする。

2 支給手段については、現金で支給するものとする。

(その他)

第6条 この規程にない事例が発生した場合、その対応の方途については理事長が決定するものとする。

附則

この規程は、平成29年6月3日から施行する。

附則

この改正規程は、令和5年1月1日から施行する。